

議案第59号

朝来市和田山駅前送迎スペース条例制定について
朝来市和田山駅前送迎スペース条例を別紙のとおり定める
令和7年8月27日提出

朝来市長 藤 岡 勇

提案理由要旨

鉄道等公共交通機関の利用者の利便性の確保及び当該利用者の送迎を行う車両等の安全かつ円滑な交通を確保するための朝来市和田山駅前送迎スペースの設置及び管理について必要な事項を定めるため、所要の条例整備をしようとするものです。

朝来市条例第 号

朝来市和田山駅前送迎スペース条例

(設置)

第1条 和田山駅前における公共交通機関利用者の利便性の確保及び車両等の安全かつ円滑な交通の確保を図るため、朝来市和田山駅前送迎スペース（以下「送迎スペース」という。）を設置する。

(位置)

第2条 送迎スペースの位置は、朝来市和田山町寺谷字藤原724番地15とする。

(施設)

第3条 送迎スペースは、次に掲げる施設をもって構成する。

(1) 一般送迎用スペース

(2) タクシー優先待機場

(利用できる車両の範囲)

第4条 送迎スペースを利用できる車両は、次に掲げるとおりとする。

(1) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第3条に規定する車両で規則で定めるもの

(2) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する車両

2 タクシー優先待機場を利用できる車両は、前項第2号に掲げるものとする。

3 前項の規定にかかわらず、一般送迎用スペースの利用が一時に集中した場合であって、タクシー優先待機場が第1項第2号に掲げる車両によってその全区画が利用されていないときは、同項第1号に掲げる車両による当該利用されていないタクシー優先待機場の区画の利用を妨げない。

(利用の許可)

第5条 タクシー優先待機場を利用しようとする者（道路運送法第4条の許可を受けた者に限る。）は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、送迎スペースの管理上必要があると認めるときは、前項の許可に必要な条件を付することができる。

3 第1項の許可を受けた者（以下「許可事業者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、利用の許可を取り消し、又は停止することができる。

(1) 利用許可の申請に虚偽又は不正があったとき。

(2) 許可事業者が利用権及び義務を第三者に譲り渡し、又は承継させたとき。

(3) 送迎スペースの管理上支障があるとき。

(4) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(使用料)

第6条 送迎スペースの使用料は、無料とする。

(禁止行為)

第7条 何人も、送迎スペースにおいて、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 規則で定める時間を超えた駐車及び停車。ただし、許可事業者が運行する第4条第1項第2号に掲げる車両による場合を除く。

- (2) 送迎スペース及びこれに附随する設備並びに車両を損傷し、又は汚損する行為
- (3) 車両の利用及び通行を妨げる行為
- (4) 前3号に掲げるもののほか、送迎スペースの管理上支障があると認められる行為

(供用の休止等)

第8条 市長は、送迎スペースの施設及び設備の損壊その他の理由によりその利用が危険であると認めるとき、又は送迎スペースに係る工事のためやむを得ないと認めるときは、送迎スペースの供用を休止し、又は制限することができる。

(損害賠償)

第9条 送迎スペース及びこれに附随する設備を損傷し、又は汚損した者は、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

(事故等の免責)

第10条 市は、送迎スペースにおける事故、盗難、天災又は火災その他市の責めに帰さない事由により生じた損害については、賠償の責めを負わない。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(過料)

第12条 次のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

- (1) 第7条の規定に違反した者
- (2) 市長の指示に従わず、又は職務の執行を妨げた者

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

議案第 59 号資料

朝来市和田山駅前送迎スペース条例 逐条解説

(設置)

第 1 条 和田山駅前における公共交通機関利用者の利便性の確保及び車両等の安全かつ円滑な交通の確保を図るため、朝来市和田山駅前送迎スペース（以下「送迎スペース」という。）を設置する。

【解説】

この条は、和田山駅前において、送迎スペースを設置する旨を定めています。

この条例は、和田山駅前に送迎スペースを設置することにより、鉄道、バス等の公共交通機関の利用者の利便性の確保と、送迎時における送迎車両等の安全かつ円滑な交通の確保を図るものです。

(位置)

第 2 条 送迎スペースの位置は、朝来市和田山町寺谷字藤原724番地15とする。

【解説】

この条は、送迎スペースの位置を定めています。

(施設)

第 3 条 送迎スペースは、次に掲げる施設をもって構成する。

- (1) 一般送迎用スペース
- (2) タクシー優先待機場

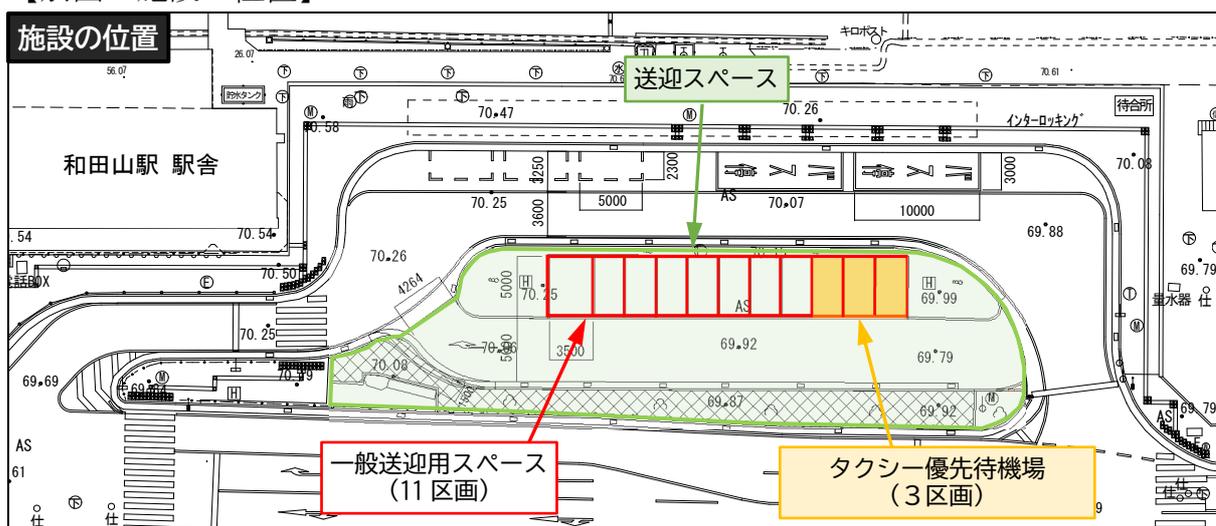
【解説】

この条は、送迎スペース内に設置する施設を定めています。

送迎スペース内の施設の位置は、【別図 施設の位置】のとおりです。

なお、送迎スペースには、照明設備、植栽等の設備があります。

【別図 施設の位置】



(利用できる車両の範囲)

第4条 送迎スペースを利用できる車両は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 道路交通法(昭和35年法律第105号)第3条に規定する車両で規則で定めるもの
- (2) 道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する車両
- 2 タクシー優先待機場を利用できる車両は、前項第2号に掲げるものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、一般送迎用スペースの利用が一時に集中した場合であって、タクシー優先待機場が第1項第2号に掲げる車両によってその全区画が利用されていないときは、同項第1号に掲げる車両による当該利用されていないタクシー優先待機場の区画の利用を妨げない。

【解説】

この条は、送迎スペースを利用できる車両の範囲を定めています。

利用できる車両は、準中型自動車、普通自動車、大型自動二輪車、普通自動二輪車で、長さ5メートル以下、幅2メートル以下、高さ2.5メートル以下のものとし、規則で明記します。また、タクシー、ハイヤーなどの車両も利用が可能です。

タクシー優先待機場は、送迎スペース内が混みあっている場合で、待機中のタクシーがないときには、一般車両が利用することも可能とします。

(利用の許可等)

第5条 タクシー優先待機場を利用しようとする者(道路運送法第4条の許可を受けた者に限る。)は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

- 2 市長は、送迎スペースの管理上必要があると認めるときは、前項の許可に必要な条件を付すことができる。
- 3 第1項の許可を受けた者(以下「許可事業者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、利用の許可を取り消し、又は停止することができる。
 - (1) 利用許可の申請に虚偽又は不正があったとき。
 - (2) 許可事業者が利用権及び義務を第三者に譲り渡し、又は承継させたとき。
 - (3) 送迎スペースの管理上支障があるとき。
 - (4) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

【解説】

この条は、タクシー優先待機場を利用しようとするタクシー事業者等は、あらかじめ市長の許可を得ることを定めています。また、その許可には、必要に応じて条件を付すことができる旨を定めています。

さらに、許可事業者において不正行為等があった際の利用許可の取消し等について定めています。

(使用料)

第6条 送迎スペースの使用料は、無料とする。

【解説】

この条は、送迎スペースの使用料は、無料とする旨を定めています。

(禁止行為)

第7条 何人も、送迎スペースにおいて、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 規則で定める時間を超えた駐車及び停車。ただし、許可事業者が運行する第4条第1項第2号に掲げる車両による場合を除く。
- (2) 送迎スペース及びこれに附随する設備並びに車両を損傷し、又は汚損する行為
- (3) 車両の利用及び通行を妨げる行為
- (4) 前3号に掲げるもののほか、送迎スペースの管理上支障があると認められる行為

【解説】

この条は、送迎スペースでの禁止行為を定めています。
駐車及び停車できる時間は30分とし、規則で明記します。

(供用の休止等)

第8条 市長は、送迎スペースの施設及び設備の損壊その他の理由によりその利用が危険であると認めるとき、又は送迎スペースに係る工事のためやむを得ないと認めるときは、送迎スペースの供用を休止し、又は制限することができる。

【解説】

この条は、送迎スペースの供用の休止等について定めています。
市長は、施設及び設備の破損等により利用が危険である場合、送迎スペース内において工事を実施する場合等必要があると認めるときは、送迎スペースの供用を休止し、又は制限することができることとします。

(損害賠償)

第9条 送迎スペース及びこれに附随する設備を損傷し、又は汚損した者は、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

【解説】

この条は、送迎スペースにおいて施設等に対し何らかの損害を及ぼした利用者に対し、特別の理由がある場合を除き、原状回復又は損害賠償を求めることを定めています。

(事故等の免責)

第10条 市は、送迎スペースにおける事故、盗難、天災又は火災その他市の責めに帰さない事由により生じた損害については、賠償の責めを負わない。

【解説】

この条は、送迎スペースにおける事故等による損害でその原因が市に起因しない場合には、市は賠償責任を負わないことを定めています。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

【解説】

この条は、条例の施行に関し必要な事項について、規則に委任することを定めています。

(過料)

第12条 次のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

- (1) 第7条の規定に違反した者
- (2) 市長の指示に従わず、又は職務の執行を妨げた者

【解説】

この条は、送迎スペースの利用違反者等に過料を科すことを定めています。

過料は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第14条第3項により、5万円以下とすることを定めています。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

【解説】

附則として、施行日は、規則で定めると定めています。